

ホタルの飛び交う環境を守り継いでいこう

蛍保護条例による禁止事項のお知らせ

豊かな自然環境を象徴する貴重な存在である蛍を保護するため、市は平成19年10月1日から「蛍保護条例」を施行しています。

この条例(第7条第3項)によって、次のことを禁止しています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

保護区域(市内全域)で禁止していること

- ・蛍(ゲンジボタル、ハイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタル)の捕獲
- ・蛍のえさとなるカワニナ、モノアラガイ等の捕獲
(ただし、調査研究等、市長が許可した場合を除きます)

禁止期間
6月30日(木)
まで



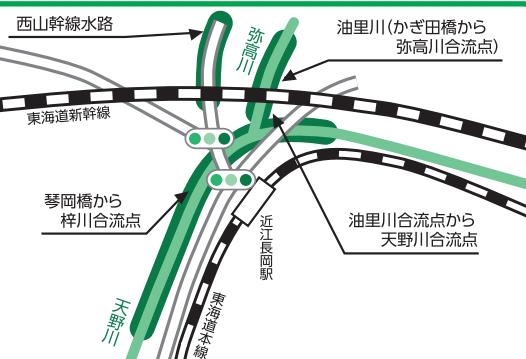
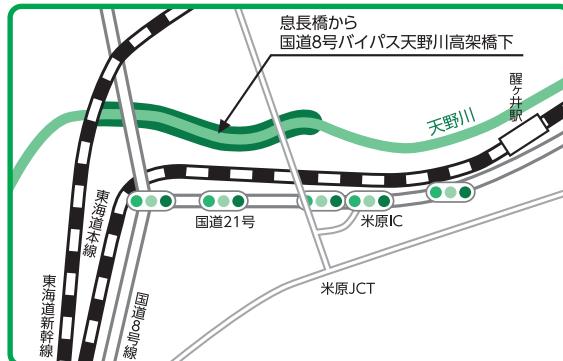
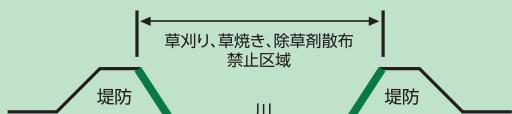
特別保護区域(下図)で禁止していること

- ・草刈り、草焼き、指定外除草剤の散布

※指定外除草剤…滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に登載されていない除草剤

草刈り・草焼き・指定外除草剤の散布禁止区域

禁止区域(河川堤防より内側)



問 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 FAX 58-1630